

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
1-16	この業務の代理・事務の代行を行うにあたっては、内閣総理大臣の認可を受けることが必要（第2項）とされる。	子会社等同一グループの業務の代理・事務を行う場合については、認可制から届出制に変更となっている。
1-17	<p>① 資産運用比率規制</p> <p>保険業法第97条の2第1項において、保険会社の運用資産ポートフォリオが、リスクの高い資産区分に過度に偏らないように、株式、不動産、外貨建資産等について総資産等に対する比率の上限が規定されている。</p>	資産運用比率の上限規定は廃止されている。
1-20	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年（2001年）4月に消費者契約法と金融商品販売法が施行され、保険契約についても、クーリング・オフ制度、重要事項説明義務、勧誘方針の揭示義務が導入された。（一部は保険業法改正で対応） ・平成17年（2005年）4月に個人情報保護法が施行され、保険募集時に得た個人情報については、その利用目的を本人に通知または公表することが義務付けられた。 ・平成19年（2007年）4月より、保険期間が長期となる一部の保険商品について、適合性原則を踏まえた意向確認書面の制度が導入された。 ・平成19年（2007年）9月に施行された金融商品取引法において、証券業・銀行業・保険業の業態横断的な利用者保護ルール（説明義務、禁止行為等）が規定され、損害保険会社においては、一部の金融商品的な積立保険商品や保険デリバティブ商品が対象となった。 	<p>その後の消費者保護の観点から進展として、次の点があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年（2009年）9月に消費者庁が発足し、保険サービスについても国民生活審議会等を通じ、各種消費者保護施策の答申等を行っている。 ・平成26年5月23日成立の保険業法等の一部を改正する法律にともない、「意向把握義務」や「情報提供義務」が導入されている。 ・同じく、独立系の保険代理店の増加等を踏まえ、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、保険募集人に対して体制整備を求めるように変更されている。

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																								
1-21	表 1-1 保険種目別正味収入保険料の変遷	<p>平成 25（2013）年度の保険種目別正味収入保険料は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1301 188 1789 715"> <thead> <tr> <th>保険種目</th> <th>保険料 (億円)</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火 災</td> <td>11,469</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>37,648</td> <td>48.4%</td> </tr> <tr> <td>傷 害</td> <td>6,872</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>新 種</td> <td>9,218</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>海上・運送</td> <td>2,539</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>自賠責</td> <td>9,967</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>77,713</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	保険種目	保険料 (億円)	割 合	火 災	11,469	14.8%	自動車	37,648	48.4%	傷 害	6,872	8.8%	新 種	9,218	11.9%	海上・運送	2,539	3.3%	自賠責	9,967	12.8%	合 計	77,713	100%
保険種目	保険料 (億円)	割 合																								
火 災	11,469	14.8%																								
自動車	37,648	48.4%																								
傷 害	6,872	8.8%																								
新 種	9,218	11.9%																								
海上・運送	2,539	3.3%																								
自賠責	9,967	12.8%																								
合 計	77,713	100%																								
1-24	1.4.2 損害保険と競合する商品	<p>平成 18 年 4 月 1 日施行の保険業法の改正により、保険金額が少額、保険期間が短期の保険の引受のみを行う事業として誕生した、少額短期保険についても損害保険と競合する商品と言える。</p> <p>少額短期保険において取り扱える損害保険については、保険金額および保険期間の上限は、1,000 万円、2 年となっている。平成 26 年末において、少額短期保険業者として財務局に登録されている業者数は 80 業者となっている。</p>																								
1-24	(1) 生命保険 日本の生命保険業の平成 19 年度の収入保険料は 27 兆 0,230 億円（生命保険協会HP「生命保険事業概況」より）	平成 25 年度の収入保険料は、34 兆 7,382 億円となっている（民営化に伴い、かんぽ生命が生命保険協会に加入した影響で平成 19 年度に比べ大きく増加している）。																								

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																																																																																
1-24	<p>(2) 共済 平成19年度に所管省庁の認可を受けて共済事業を行っている団体数は少なくとも59団体・7,176会員で、その組合員数は7,035万人となっている。</p>	<p>日本共済協会「ファクトブック2014 日本の共済事業」によれば、2013年度の会員数は6,577、その組合員数は7,648万人となっている。</p>																																																																																
1-25	<p>表1-2 共済事業の概況（平成19年度）</p> <table border="1" data-bbox="340 515 1234 1061"> <thead> <tr> <th>共済種目</th> <th>契約件数 (万件)</th> <th>割合</th> <th>共済掛金 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命</td> <td>5,544</td> <td>36.0%</td> <td>35,512</td> <td>51.1%</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>465</td> <td>3.0%</td> <td>9,645</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td>火災／建物</td> <td>3,482</td> <td>22.6%</td> <td>17,587</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>傷害／交通災害</td> <td>3,478</td> <td>22.6%</td> <td>756</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>1,712</td> <td>11.1%</td> <td>5,669</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>704</td> <td>4.6%</td> <td>296</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,385</td> <td>100.0%</td> <td>69,465</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（日本共済協会「ファクトブック2008 日本の共済事業」より）</p>	共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合	生命	5,544	36.0%	35,512	51.1%	年金	465	3.0%	9,645	13.9%	火災／建物	3,482	22.6%	17,587	25.3%	傷害／交通災害	3,478	22.6%	756	1.1%	自動車	1,712	11.1%	5,669	8.2%	その他	704	4.6%	296	0.4%	合計	15,385	100.0%	69,465	100.0%	<p>下表のとおり件数・掛金等がアップデートされている。</p> <p>表1-2 共済事業の概況（平成25年度）</p> <table border="1" data-bbox="1301 515 2145 1061"> <thead> <tr> <th>共済種目</th> <th>契約件数 (万件)</th> <th>割合</th> <th>共済掛金 (億円)</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命</td> <td>6,055</td> <td>39.1%</td> <td>47,159</td> <td>58.1%</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>469</td> <td>3.0%</td> <td>6,030</td> <td>7.4%</td> </tr> <tr> <td>火災／建物</td> <td>3,121</td> <td>20.2%</td> <td>20,665</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>傷害／交通災害</td> <td>3,418</td> <td>22.1%</td> <td>757</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>1,682</td> <td>10.9%</td> <td>6,239</td> <td>7.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>731</td> <td>4.7%</td> <td>368</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15.476</td> <td>100.0%</td> <td>81,218</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（日本共済協会「ファクトブック2014 日本の共済事業」より）</p>	共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合	生命	6,055	39.1%	47,159	58.1%	年金	469	3.0%	6,030	7.4%	火災／建物	3,121	20.2%	20,665	25.4%	傷害／交通災害	3,418	22.1%	757	0.9%	自動車	1,682	10.9%	6,239	7.7%	その他	731	4.7%	368	0.5%	合計	15.476	100.0%	81,218	100.0%
共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合																																																																														
生命	5,544	36.0%	35,512	51.1%																																																																														
年金	465	3.0%	9,645	13.9%																																																																														
火災／建物	3,482	22.6%	17,587	25.3%																																																																														
傷害／交通災害	3,478	22.6%	756	1.1%																																																																														
自動車	1,712	11.1%	5,669	8.2%																																																																														
その他	704	4.6%	296	0.4%																																																																														
合計	15,385	100.0%	69,465	100.0%																																																																														
共済種目	契約件数 (万件)	割合	共済掛金 (億円)	割合																																																																														
生命	6,055	39.1%	47,159	58.1%																																																																														
年金	469	3.0%	6,030	7.4%																																																																														
火災／建物	3,121	20.2%	20,665	25.4%																																																																														
傷害／交通災害	3,418	22.1%	757	0.9%																																																																														
自動車	1,682	10.9%	6,239	7.7%																																																																														
その他	731	4.7%	368	0.5%																																																																														
合計	15.476	100.0%	81,218	100.0%																																																																														
1-29	<p>2008年3月末現在、その数は235,846店、募集従事者数は2,147,461名（国内会社・外国会社合計）に達している。</p>	<p>2014年3月末現在、その数は192,007店、募集従事者数は2,052,176名（国内会社・外国会社合計）に達している。</p>																																																																																

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																																																										
1-30	<p style="text-align: center;">表1-3 分類別代理店割合（平成19年度末）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類</th> <th>代理店数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専業・副業別</td> <td>専業</td> <td style="text-align: center;">38,668</td> <td style="text-align: center;">16.4%</td> </tr> <tr> <td>副業</td> <td style="text-align: center;">197,178</td> <td style="text-align: center;">83.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人・個人別</td> <td>法人</td> <td style="text-align: center;">112,245</td> <td style="text-align: center;">47.6%</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td style="text-align: center;">123,601</td> <td style="text-align: center;">52.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専属・乗合別</td> <td>専属</td> <td style="text-align: center;">182,641</td> <td style="text-align: center;">77.4%</td> </tr> <tr> <td>乗合</td> <td style="text-align: center;">53,205</td> <td style="text-align: center;">22.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">235,846</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（日本損害保険協会「ファクトブック2008 日本の損害保険」より）</p>	分類		代理店数	割合	専業・副業別	専業	38,668	16.4%	副業	197,178	83.6%	法人・個人別	法人	112,245	47.6%	個人	123,601	52.4%	専属・乗合別	専属	182,641	77.4%	乗合	53,205	22.6%	合計		235,846	100.0%	<p style="text-align: center;">表1-3 分類別代理店割合（平成25年度末）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類</th> <th>代理店数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専業・副業別</td> <td>専業</td> <td style="text-align: center;">30,235</td> <td style="text-align: center;">15.7%</td> </tr> <tr> <td>副業</td> <td style="text-align: center;">161,772</td> <td style="text-align: center;">84.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人・個人別</td> <td>法人</td> <td style="text-align: center;">109,363</td> <td style="text-align: center;">57.0%</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td style="text-align: center;">82,644</td> <td style="text-align: center;">43.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専属・乗合別</td> <td>専属</td> <td style="text-align: center;">138,902</td> <td style="text-align: center;">72.3%</td> </tr> <tr> <td>乗合</td> <td style="text-align: center;">53,105</td> <td style="text-align: center;">27.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">192,007</td> <td style="text-align: center;">100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（日本損害保険協会「ファクトブック2014 日本の損害保険」より）</p>	分類		代理店数	割合	専業・副業別	専業	30,235	15.7%	副業	161,772	84.3%	法人・個人別	法人	109,363	57.0%	個人	82,644	43.0%	専属・乗合別	専属	138,902	72.3%	乗合	53,105	27.7%	合計		192,007	100.0%
分類		代理店数	割合																																																									
専業・副業別	専業	38,668	16.4%																																																									
	副業	197,178	83.6%																																																									
法人・個人別	法人	112,245	47.6%																																																									
	個人	123,601	52.4%																																																									
専属・乗合別	専属	182,641	77.4%																																																									
	乗合	53,205	22.6%																																																									
合計		235,846	100.0%																																																									
分類		代理店数	割合																																																									
専業・副業別	専業	30,235	15.7%																																																									
	副業	161,772	84.3%																																																									
法人・個人別	法人	109,363	57.0%																																																									
	個人	82,644	43.0%																																																									
専属・乗合別	専属	138,902	72.3%																																																									
	乗合	53,105	27.7%																																																									
合計		192,007	100.0%																																																									

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
3-12	<p>差別論議の盛んな欧米先進国では、現在、性別や未婚・既婚の別に基づく差別が政治的、人道的な理由から激しい批判にさらされている。</p>	<p>性別により保険料率に差を設けることは、EU 指令に違反するとの決定を EU 司法裁判所が行った。これを受け EU 各国は、2012年12月21日以降の新規契約では、性別によらず同一の保険料率としなければならなくなった。</p>

参考純率改定等により次のとおりとなっている。

3-44

住宅物件 （専用住宅）	一般物件 （店舗、事務所など）	工場物件 （工場など）	倉庫物件 （営業倉庫など）
基本純保険料率 （地区・構造別）	基本純保険料率 （地区・構造別） +	基本純保険料率 （工場種別・構造別） +	基本純保険料率 （保管貨物、倉庫建物 別・構造別・保管貨物の 火災被害程度別） +
	建物用途による割増 （職業割増、作業割増） +	所在地による割増 （風ひょう雪災危険明 整の為の地区割増） +	
	その他の割増引 （危険品割増、消火 設備割引など） +	割 引 （火災設備引など） +	割 増 引 （火災設備引など） +
	大規模物件に対する 割引 （防災管理状況、損害 実績、保険金額規模） +	大規模物件に対する 割引 （防災管理状況、損害 実績、保険金額規模） +	大規模物件に対する 割引 （防災管理状況、損害 実績、付保状況） +
+	担保危険の拡張に 伴う加算 （住宅総合保険） +	担保危険の拡張に 伴う加算 （店舗総合保険） +	
+	保険金の支払方法 の変更による修正 （実損払、価額協定）	保険金の支払方法 の変更による修正 （実損払、免責金額、 特殊包括など）	保険金の支払方法 の変更による修正 （実損払、特殊包括）

住宅物件 （専用住宅）	一般物件 （店舗、事務所など）	工場物件 （工場など）	倉庫物件 （営業倉庫など）
基本純保険料率 （県・構造別）	基本純保険料率 （県・構造別） +	基本純保険料率 （工場種別・構造別） +	基本純保険料率 （保管貨物、倉庫建物 別・構造別・保管貨物の 火災被害程度別） +
	建物用途による割増 （職業割増、作業割増） +	所在地による割増 （風ひょう雪災危険明 整の為の地区割増） +	
	その他の割増引 （動産割増、消火設 備割引など） +	その他の割増引 （動産割増、消火設 備割引など） +	割 増 引 （火災設備引など） +
	大規模物件に対する 割引 （防災管理状況、損害 実績、保険金額規模） +	大規模物件に対する 割引 （防災管理状況、損害 実績、保険金額規模） +	大規模物件に対する 割引 （防災管理状況、損害 実績、付保状況） +
+	補償危険の拡張に 伴う加算 （住宅総合保険） +	補償危険の拡張に 伴う加算 （店舗総合保険） +	
+	保険金の支払方法 の変更による修正 （実損払、価額協定）	保険金の支払方法 の変更による修正 （実損払、免責金額、 特殊包括など）	保険金の支払方法 の変更による修正 （実損払、免責金額、 特殊包括など）

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
3-45～46	<p>a. 予定利率 積立保険の場合には、運用成果が予定利率を上回った場合には、契約者配当を支払うことになっており、予定利率は最低保証利率と位置づけられているが、補償型（掛け捨てタイプ）の保険には契約者配当がないため、予定利率は損益に対して中立であることを前提に定められる。将来的に運用環境が好転した場合、結果として契約者に高い料率を付加することになってしまうが、一方で将来の運用環境が悪化した場合には、いわゆる逆ザヤのリスクを追うこととなることから、<u>保険期間が20年、30年と長期に及ぶことも少なくない</u>火災保険の場合には、事業の健全性を確保する観点からある程度の保守性も必要となる。運用利回りは期間に応じて変化するのが一般的であるが、現在の予定利率は保険期間にかかわらず一律に設定されている。</p>	<p>火災保険の参考純率改定（平成26年6月25日届出、平成26年7月2日適合性審査結果通知受領）により、参考純率は保険期間10年までの契約に限り適用できることとなった。これに伴い、損害保険会社各社においても保険期間は最長10年までとするよう見直しが順次行われている。</p>
3-46	<p>b. 危険度の増加に対する割増(参考純率の場合) 参考純率では長期契約について、保険期間1年の契約に対する割増を行っている。これは、地球温暖化等により今後予想される台風や水災の危険度の増加を予測したものである。</p>	<p>自然災害の将来予測の不確実性が増していることから、左記該当部分の算出は、参考純率では行われていない。</p>
3-48	<p><<保険業法施行規則第12条の概要>> (略)</p>	<p>2006年度に保険業法施行規則が改正され、「保険料率」が「純保険料率」に変更となった。</p>
3-49	<p>③ 年齢 運転者の年齢によって危険度が異なるため、運転者の年齢にかかわらず担保する全年齢担保のほかに、運転者の年齢層を限定して危険度の高い若者運転者を除外する運転者年齢21歳未満不担保、運転者年齢26歳未満不担保および運転者年齢30歳未満不担保の区分が設けられている。</p>	<p>その後、参考純率が改定されている（平成21年6月22日届出、平成21年7月7日適合性審査結果通知受領）。 主な変更内容は次の通り。 ① 運転者年齢の区分が3区分（全年齢補償、21歳以上補償、26歳以上補償）に改められた。 ② 26歳以上補償については、記名被保険者が個人の場合、その年齢別に6区分（30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上）の6区分が設けられた。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
3-50	<p>イ. ノンフリート契約者</p> <p>ノンフリート契約者には、自動車1台ごとに既往の無事故年数および事故件数に応じた等級を付し、各等級ごとに所定の割引または割増を行うノンフリート等級別料率が適用される。ノンフリート等級別料率の適用は、ノンフリート等級別料率表による。前契約の有無により表が区分されており、前契約のない新規の契約は6等級から出発し、1年間保険事故がなければ1等級上の等級に進み、保険事故があった場合には、事故1件につき3等級下の等級に下降する。</p>	<p>その後、参考純率が改定されている（平成23年9月26日届出、平成23年10月21日適合性審査結果通知受領）。</p> <p>主な変更内容は、次の通り。</p> <p>① 等級係数の無事故係数と事故有係数への細分化</p> <p>継続契約の7～20等級の等級係数が「無事故係数」と「事故有係数」に細分化され、事故有係数は、3等級ダウン事故1件につき3年間、1等級ダウン事故（後述）1件につき1年間適用される。ただし、適用期間の上限は6年間となっている。</p> <p>② 1等級ダウン事故の導入</p> <p>参考純率改定前には「運転上のリスク」によって保険金支払が行われた契約と比べてリスクが低いと考えられていた一部の事故について、次契約の等級をダウンさせること無く、「すえおき事故」として取り扱っていたが、これらの事故を1等級ダウン事故として扱うこととなった。</p>
3-51	<p>② 運転者家族限定割引</p> <p>不特定の運転者が運転する自動車と家族のみが運転する自動車では、使用状況・自動車の管理状態に差異があり危険度が異なるため、運転者を家族に限定した場合に3%の割引を適用する。なお、この割引はファミリーユースに対するものであるためノンフリート契約の自家用乗用車3車種に限られている。</p>	<p>その後、参考純率が改定されている（平成21年6月22日届出、平成21年7月7日適合性審査結果通知受領）。</p> <p>主な変更内容は次の通り。</p> <p>運転者限定の区分が、運転者を家族に限定する場合（1%割引）、本人・配偶者に限定する場合（7%割引）、運転者を限定しない場合（割引なし）の3区分となった。</p>
3-51 (脚注)	<p>新規契約の保険期間の初日において同一の保険契約者・被保険者・被保険自動車の所有者（いずれも個人）が、11～20等級の保険契約を締結している他の自家用7車種の自動車がある場合は、複数所有新規割引が適用され7等級から出発する。</p>	<p>参考純率改定が行われ、複数所有新規割引の対象車種は、自家用7車種から自家用8車種に拡大されている。</p>
3-52	<p>④ 等級プロテクト（事故1回目等級据置き扱い）</p>	<p>等級プロテクト特約については、現在各社とも廃止している。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
3-55	<p>c. 家族傷害保険 契約契約対象を夫婦あるいは家族とし、担保範囲が普通傷害保険と同様の商品である。</p> <p>普通傷害保険は個人を被保険者としているが、この商品は夫婦あるいは家族の複数を被保険者としているので、料率体系上は複数の被保険者のうち契約上記名する主たる被保険者1名の職業・職種による3区分（普通傷害と同様に「A級」、「B級」、および「就業中の危険不担保」）となっている。その他の被保険者（配偶者・親族）については、当該区分を設けていない。</p>	<p>「契約上記名する主たる被保険者1名」の要件として、以前は「生計維持者」でなければならない旨が約款上明記されていたが、そのような規定は撤廃されている。</p>
3-61	<p>この予定利率は、火災保険等にも用いられているが、疾病保険の場合には過去の10年国債利回りの平均値から所定のバッファーを除いて算出される標準利率に基づく標準責任準備金を、平準純保険料方式で積み立てることが、保険業法第116条第2項および保険業法施行規則第68条により定められている。</p>	<p>平成27年4月1日以降締結の標準責任準備金対象契約に対しては、保険の種類ごとに第1号保険契約と第2号保険契約とに分類し、それぞれの区分ごとに告示に記載の算式に従い、国債の流通利回りの平均値をもとに計算するよう変更が行われている。</p>
3-67	<p>積立部分については、会社の運用利回りが予定利率を上回った場合には、利差益部分を契約者配当金として返れいする仕組みとなっている。</p>	<p>近年では無配当型の積立保険も発売されている。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
4-27～29	<p>保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-6-5 再保険に関するリスク管理</p> <p>II-2-6-5-1 保有・出再に関するリスク管理 （中略）</p> <p>II-6-5-4 監督手法・対応</p> <p>再保険に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条（外国保険会社等にあつては、法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は法第232条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。</p>	<p>監督指針の記載箇所が、次のとおり変更になっている。内容についての実質的な変更はない。</p> <p>再保険に関するリスク管理 II-2-6-5 → II-3-11</p> <p>保有・出再に関するリスク管理 II-2-6-5-1 → II-3-11-1</p> <p>受再リスクに関するリスク管理 II-2-6-5-2 → II-3-11-2</p> <p>再保険に係る方針の開示 II-2-6-5-3 → II-3-11-3</p> <p>監督手法・対応 II-6-5-4 → II-3-15</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
5-8	<p>4 通知を受ける者を定めた場合当該定められた者。それ以外の場合 は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取 締役及び執行役(会社計算規則第124条4項)。</p> <p>5 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）、監査役会設置会 社、委員会設置会社の区分に応じ定められている(会社計算規則第 124条5項)。</p>	<p>会社計算規則について、次のとおり改正されている。</p> <p>4 通知を受ける者を定めた場合当該定められた者。それ以外の場合 は、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取 締役及び執行役(会社計算規則第130条4項)。</p> <p>5 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。）、監査役会設置会 社、<u>監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社</u>の区分に応じ定 められている(会社計算規則第130条5項)。</p>
5-10～5-11	<p>保険業法施行規則 (業務報告書)</p> <p>第59条 法第110条第1項に規定する中間業務報告書は、事業年度 (中略)</p> <p>5 法第110条第2項に規定する業務報告書は、事業概況書、連結財 務諸表に分けて、別紙様式第7号の3により作成し、事業年度終了 後4月以内に提出しなければならない。</p>	<p>保険業法施行規則第59条が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結ソルベンシー・マージン比率の導入に伴う対応 等
5-19	<p>7 被取得企業または取得した事業の取得原価が時価ベース純資産よ り大きい場合は、その額を計上する。逆に小さい場合は「負ののれ ん」として負債に計上する。</p>	<p>次のとおり変更となっている。</p> <p>7 被取得企業または取得した事業の取得原価が時価ベース純資産よ り大きい場合は、<u>その差額を無形固定資産に計上する。逆に小さい 場合は、「負ののれん発生益」として、発生年度に特別利益として 処理する。</u></p>
5-26	<p>(13) 負ののれん</p> <p>5.3.1(11)脚注参照。</p>	<p>「負ののれん」が廃止されたため削除。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																																				
5-61	<p>保険業法施行規則 （価格変動準備金の計算） 第66条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価格に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1" data-bbox="353 675 1137 970"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条第1号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td>千分の50</td> </tr> <tr> <td>第65条第2号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td>千分の50</td> </tr> <tr> <td>第65条第3号に掲げる資産</td> <td>千分の0.2</td> <td>千分の5</td> </tr> <tr> <td>第65条第4号に掲げる資産</td> <td>千分の1</td> <td>千分の25</td> </tr> <tr> <td>第65条第5号に掲げる資産</td> <td>千分の3</td> <td>千分の100</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	千分の50	第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	千分の50	第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	千分の5	第65条第4号に掲げる資産	千分の1	千分の25	第65条第5号に掲げる資産	千分の3	千分の100	<p>保険業法施行規則第66条のうち、積立限度の欄に掲げる率に変更となっている。</p> <table border="1" data-bbox="1288 459 2072 754"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>積立基準</th> <th>積立限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第65条第1号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td><u>千分の100</u></td> </tr> <tr> <td>第65条第2号に掲げる資産</td> <td>千分の1.5</td> <td><u>千分の75</u></td> </tr> <tr> <td>第65条第3号に掲げる資産</td> <td>千分の0.2</td> <td><u>千分の10</u></td> </tr> <tr> <td>第65条第4号に掲げる資産</td> <td>千分の1</td> <td><u>千分の50</u></td> </tr> <tr> <td>第65条第5号に掲げる資産</td> <td>千分の3</td> <td><u>千分の125</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	積立基準	積立限度	第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	<u>千分の100</u>	第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	<u>千分の75</u>	第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	<u>千分の10</u>	第65条第4号に掲げる資産	千分の1	<u>千分の50</u>	第65条第5号に掲げる資産	千分の3	<u>千分の125</u>
対象資産	積立基準	積立限度																																				
第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	千分の50																																				
第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	千分の50																																				
第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	千分の5																																				
第65条第4号に掲げる資産	千分の1	千分の25																																				
第65条第5号に掲げる資産	千分の3	千分の100																																				
対象資産	積立基準	積立限度																																				
第65条第1号に掲げる資産	千分の1.5	<u>千分の100</u>																																				
第65条第2号に掲げる資産	千分の1.5	<u>千分の75</u>																																				
第65条第3号に掲げる資産	千分の0.2	<u>千分の10</u>																																				
第65条第4号に掲げる資産	千分の1	<u>千分の50</u>																																				
第65条第5号に掲げる資産	千分の3	<u>千分の125</u>																																				
5-61～5-62	<p>平成10年 大蔵省告示第229号 1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第65条第1号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。 （中略） 五 償還元本が外貨建の貸付債権信託の受益証券 六 その他前各号に掲げるものに準ずる資産</p>	<p>「平成10年 大蔵省告示第229号」が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格変動準備金の対象資産に「新投資口予約権証券」が追加されている。 																																				

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
5-66～5-80	<p>5.6.1 （単体）貸借対照表の様式</p> <p>5.6.2 （単体）損益計算書の様式</p> <p>5.6.3 （単体）キャッシュフロー計算書の様式</p> <p>5.6.4 （単体）株主資本等変動計算書の様式</p> <p>5.6.5 （連結）貸借対照表の様式</p> <p>5.6.6 （連結）損益計算書の様式</p> <p>5.6.7 （連結）キャッシュフロー計算書の様式</p> <p>5.6.8 （連結）株主資本等変動計算書の様式</p>	<p>左記の財務諸表について見直しが行われている（紙面の都合上、最新版の掲載は割愛する）。</p>
5-85～5-96	<p>保険業法施行規則 （業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）</p> <p>第59条の2 法第111条第1項 に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>（中略）</p> <p>事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。</p> <p>第59条の3 法第111条第2項に規定する内閣府令で定めるものは、次に</p>	<p>施行規則第59条の2、第59条の3および別表が、次の点で改正されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結ソルベンシー・マージン比率の導入に伴う対応。 ・連結財務諸表における包括利益をディスクロージャー誌の開示項目に追加。 <p>等</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>掲げる事項とする。</p> <p>（中略）</p> <p>2 法第111条第2項 に規定する内閣府令で定める場所は、前条第2項に規定する場所とする。</p> <p>別表（第59条の二第1項第3号ハ関係（損害保険会社））</p> <p>（表記省略）</p> <p>別表（第59条の2第1項第3号ニ関係（損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人））</p> <p>（表記省略）</p> <p>別表（第59条の2第1項第5号ホ関係（保険会社））</p> <p>（表記省略）</p>	

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
6-17	<p>保険業法施行規則 （再保険契約の責任準備金等） 第 71 条 保険会社は、保険契約を再保険に付した場合において、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。 （中略）</p>	<p>保険業法施行規則第 71 条第 1 項第五号として「独立行政法人日本貿易保険」が追加されている。</p>
6-23	<p>保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル） 信用リスク検査用マニュアル 別表</p> <p>4. その他の資産（債権、有価証券及びデリバティブ取引以外）の分類方法</p> <p>(11) その他の資産</p> <p>イ、ロ（略）</p> <p>ハ. 資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じ、適切な経理処理が行われているか検証する。</p>	<p>下記のとおり名称が変更になっている（本テキストに関する箇所では、内容に変更はない）。</p> <p>保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル） 資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト 自己査定（別表1）</p> <p>4. その他の資産（債権、有価証券及びデリバティブ取引以外）の分類方法</p> <p>(11) その他の資産</p> <p>イ、ロ（略）</p> <p>ハ. 資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合に応じ、適切な経理処理が行われているか検証する。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
7-14	積立方式は平準純保険料式、予定死亡率は日本アクチュアリー会が作成し金融庁長官が検証したもの、予定利率は1.5%（平成21年3月末現在）	予定利率は、平成27年3月末時点で1.0%となっている。
7-37	⑪ 火災グループの繰入率引上げ 火災グループの繰入率は、2005年度から2年間に限り4%に引き上げられた。（2007年度税制改正により3年間延長されている。）	<p>その後の火災グループの繰入率は、次のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年度税制改正により4%を3年間延長（ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%）。 2013年度から3年間に限り5%に引き上げられた（ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%）。この取扱いは、<u>2016年度税制改正により再度3年間（2018年度まで）延長されている。</u> <p>（これに関連し、7-38の積立率推移および7-41の繰入率（租税特別措置法上の火災G繰入率）も変更となる。）</p>
7-41	租税特別措置法の火災Gの繰入率は、特例として2009年度まで4%が適用されている。	<p>次のとおり変更になっている。</p> <p>租税特別措置法の火災Gの繰入率は、特例として<u>2018年度まで5%</u>が適用されている。ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%となる。</p>
7-49～	(2) 異常危険準備金の計算例 具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。	<p>下線部の点が追記・変更となる。</p> <p>(2) 異常危険準備金の計算例 具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。<u>また、火災、積荷、賠償の責任準備金算出方法書の繰入率は、それぞれ3.8%、2%、2%とする。</u></p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																																																																						
	<p>種目別成績および残高（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 険 料</td> <td>50,000</td> <td>6,000</td> <td>20,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td>保 険 金</td> <td>22,700</td> <td>3,500</td> <td>17,000</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td>無 税 残 高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>（内 10 年以前残高）</td> <td>6,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>有 税 残 高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>残 高 合 計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計	保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000	保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200	無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400	（内 10 年以前残高）	6,200	—	—	6,200	有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500	<p>種目別成績および残高（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 険 料</td> <td>50,000</td> <td>6,000</td> <td>20,000</td> <td>76,000</td> </tr> <tr> <td>保 険 金</td> <td>22,700</td> <td>3,500</td> <td>17,000</td> <td>43,200</td> </tr> <tr> <td>無 税 残 高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>（内 10 年以前残高）</td> <td>6,200</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6,200</td> </tr> <tr> <td>有 税 残 高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>残 高 合 計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計	保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000	保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200	無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400	（内 10 年以前残高）	6,200	—	—	6,200	有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100	残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500
保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計																																																																				
保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000																																																																				
保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200																																																																				
無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																				
（内 10 年以前残高）	6,200	—	—	6,200																																																																				
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																				
残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																				
保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計																																																																				
保 険 料	50,000	6,000	20,000	76,000																																																																				
保 険 金	22,700	3,500	17,000	43,200																																																																				
無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																				
（内 10 年以前残高）	6,200	—	—	6,200																																																																				
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																				
残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																				
	<p>① 取崩額</p> <p>グループ合計の異常損害額は損害率 50%を超過する部分であるから、</p> $43,200 - 76,000 \times 50\% = 5,200$ <p>責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のいずれか小さい方であるから、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算方書取崩許容額</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 崩 額</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の取崩額も同額となる。</p>	保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計	算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500	保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計	取 崩 額	—	400	4,800	5,200	<p>① 取崩額</p> <p>グループ合計の異常損害額は損害率 50%を超過する部分であるから、</p> $43,200 - 76,000 \times 50\% = 5,200$ <p>責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のいずれか小さい方であるから、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算方書取崩許容額</td> <td>—</td> <td>500</td> <td>6,000</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火災</th> <th>積荷</th> <th>賠償</th> <th>グループ計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取 崩 額</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の取崩額も同額となる。</p>	保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計	算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500	保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計	取 崩 額	—	400	4,800	5,200																														
保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計																																																																				
算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500																																																																				
保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計																																																																				
取 崩 額	—	400	4,800	5,200																																																																				
保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計																																																																				
算方書取崩許容額	—	500	6,000	6,500																																																																				
保 険 種 類	火災	積荷	賠償	グループ計																																																																				
取 崩 額	—	400	4,800	5,200																																																																				

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																																								
7-49～	<p>② 繰入額</p> <p>火災グループは、無税繰入4%より、</p> <table border="1" data-bbox="331 236 1160 335"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 額</td> <td>2,000</td> <td>240</td> <td>800</td> <td>3,040</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、税務上の繰入額も同額となる。</p>	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計	繰 入 額	2,000	240	800	3,040	<p>② 繰入額</p> <p>火災グループの無税残高は</p> $30,400 - 5,200 = 25,200$ <p>となる。一方、保険料に30%を乗じた金額は</p> $76,000 \times 30\% = 22,800$ <p>となり、無税残高が保険料の30%を超えているので、無税繰入は5%ではなく2%となり、これが税務上の繰入額となる。</p> <table border="1" data-bbox="1272 478 2101 577"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 額</td> <td>1,000</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>1,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、責任準備金算出方法書の繰入額は</p> <table border="1" data-bbox="1272 638 2101 737"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 額</td> <td>1,900</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>2,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>であり、これと税法限度額のいずれか大きい方を積み立てることとなっているので繰入額は、</p> <table border="1" data-bbox="1272 837 2101 936"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰 入 額</td> <td>1,900</td> <td>120</td> <td>400</td> <td>2,420</td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計	繰 入 額	1,000	120	400	1,520	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計	繰 入 額	1,900	120	400	2,420	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計	繰 入 額	1,900	120	400	2,420
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
繰 入 額	2,000	240	800	3,040																																						
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
繰 入 額	1,000	120	400	1,520																																						
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
繰 入 額	1,900	120	400	2,420																																						
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計																																						
繰 入 額	1,900	120	400	2,420																																						
7-49～	<p>③ 10年洗替</p> <p>火災グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、</p> $76,000 \times 30\% = 22,800$ <p>一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、</p> $30,400 + 3,040 - 5,200 = 28,240$ <p>であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していずれか小さい額について10年洗替を行う。よって10年洗替対象額は、</p>	<p>③ 10年洗替</p> <p>火災グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、</p> $76,000 \times 30\% = 22,800$ <p>一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、</p> $30,400 + 1,520 - 5,200 = 26,720$ <p>であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していずれか小さい額について10年洗替を行う。</p> <p>10年以前残高は取崩額5,200を考慮すると、</p> $6,200 - 5,200 = 1,000$ <p>よって10年洗替対象額は、</p>																																								

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																																																																																
	$\min((28,240 - 22,800), 6,200) = 5,440$ <p>10年以前残高のある火災で、10年洗替振替額が <u>5,440</u> となる。</p> <table border="1" data-bbox="331 279 1171 422"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年洗替振替額 (無税→有税)</td> <td><u>5,440</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>5,440</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計	10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>	$\min((26,720 - 22,800), 1,000) = 1,000$ <p>10年以前残高のある火災で、10年洗替振替額が <u>1,000</u> となる。</p> <table border="1" data-bbox="1272 279 2112 422"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>積 荷</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年洗替振替額 (無税→有税)</td> <td><u>1,000</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計	10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																												
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計																																																																														
10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>																																																																														
保 険 種 類	火 災	積 荷	賠 責	グ ル ー プ 計																																																																														
10年洗替振替額 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																																														
7-49～	<p>④ 割増繰入の判定 以上の結果、異常危険準備金残高は、</p> $\text{無税 } 30,400 - 5,200 + 3,040 - 5,440 = 22,800$ $\text{有税 } 7,100 + 5,440 = 12,540$ <p>となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率 <u>40%</u> の場合</p> $22,800 + 12,540 \times (1 - 40\%) = 30,324$ $30,324 \div 76,000 = 39.9\%$ <p>であり、割増繰入の届出要件である残高率 <u>35%</u> を超えていることから、割増繰入は行わないこととする。</p> <p>以上を整理すると次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="331 1013 1171 1476"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>貨 物</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首無税残高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>期首有税残高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>期首残高合計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>取崩額（無税）</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>繰入額（無税）</td> <td><u>2,000</u></td> <td><u>240</u></td> <td><u>800</u></td> <td><u>3,040</u></td> </tr> <tr> <td>10年洗替振替 (無税→有税)</td> <td><u>5,440</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>5,440</u></td> </tr> <tr> <td>期末無税残高</td> <td><u>20,560</u></td> <td><u>1,240</u></td> <td>1,000</td> <td><u>25,840</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計	期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400	期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100	期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500	取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200	繰入額（無税）	<u>2,000</u>	<u>240</u>	<u>800</u>	<u>3,040</u>	10年洗替振替 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>	期末無税残高	<u>20,560</u>	<u>1,240</u>	1,000	<u>25,840</u>	<p>④ 割増繰入の判定 以上の結果、異常危険準備金残高は、</p> $\text{無税 } 30,400 - 5,200 + 1,520 - 1,000 = 25,720$ $\text{有税 } 7,100 + 1,000 + (2,420 - 1,520) = 9,000$ <p>となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率 <u>35%</u> の場合</p> $25,720 + 9,000 \times (1 - 35\%) = 31,570$ $31,570 \div 76,000 = 41.5\%$ <p>であり、割増繰入の届出要件である残高率 <u>35%</u> を超えていることから、割増繰入は行わないこととする。</p> <p>以上を整理すると次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1272 1013 2112 1476"> <thead> <tr> <th>保 険 種 類</th> <th>火 災</th> <th>貨 物</th> <th>賠 責</th> <th>グ ル ー プ 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首無税残高</td> <td>24,000</td> <td>1,400</td> <td>5,000</td> <td>30,400</td> </tr> <tr> <td>期首有税残高</td> <td>5,000</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>7,100</td> </tr> <tr> <td>期首残高合計</td> <td>29,000</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> <td>37,500</td> </tr> <tr> <td>取崩額（無税）</td> <td>—</td> <td>400</td> <td>4,800</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>繰入額（無税）</td> <td><u>1,000</u></td> <td><u>120</u></td> <td><u>400</u></td> <td><u>1,520</u></td> </tr> <tr> <td>繰入額（有税）</td> <td><u>900</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>900</u></td> </tr> <tr> <td>10年洗替振替 (無税→有税)</td> <td><u>1,000</u></td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>1,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計	期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400	期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100	期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500	取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200	繰入額（無税）	<u>1,000</u>	<u>120</u>	<u>400</u>	<u>1,520</u>	繰入額（有税）	<u>900</u>	—	—	<u>900</u>	10年洗替振替 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>
保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計																																																																														
期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																														
期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																														
期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																														
取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200																																																																														
繰入額（無税）	<u>2,000</u>	<u>240</u>	<u>800</u>	<u>3,040</u>																																																																														
10年洗替振替 (無税→有税)	<u>5,440</u>	—	—	<u>5,440</u>																																																																														
期末無税残高	<u>20,560</u>	<u>1,240</u>	1,000	<u>25,840</u>																																																																														
保 険 種 類	火 災	貨 物	賠 責	グ ル ー プ 計																																																																														
期首無税残高	24,000	1,400	5,000	30,400																																																																														
期首有税残高	5,000	1,100	1,000	7,100																																																																														
期首残高合計	29,000	2,500	6,000	37,500																																																																														
取崩額（無税）	—	400	4,800	5,200																																																																														
繰入額（無税）	<u>1,000</u>	<u>120</u>	<u>400</u>	<u>1,520</u>																																																																														
繰入額（有税）	<u>900</u>	—	—	<u>900</u>																																																																														
10年洗替振替 (無税→有税)	<u>1,000</u>	—	—	<u>1,000</u>																																																																														

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																									
	<table border="0"> <tr> <td>期末有税残高</td> <td><u>10,440</u></td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td><u>12,540</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高合計</td> <td><u>31,000</u></td> <td><u>2,340</u></td> <td><u>2,000</u></td> <td><u>35,340</u></td> </tr> </table>	期末有税残高	<u>10,440</u>	1,100	1,000	<u>12,540</u>	期末残高合計	<u>31,000</u>	<u>2,340</u>	<u>2,000</u>	<u>35,340</u>	<table border="0"> <tr> <td>期末無税残高</td> <td><u>24,000</u></td> <td><u>1,120</u></td> <td><u>600</u></td> <td><u>25,720</u></td> </tr> <tr> <td>期末有税残高</td> <td><u>6,900</u></td> <td><u>1,100</u></td> <td>1,000</td> <td><u>9,000</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高合計</td> <td><u>30,900</u></td> <td><u>2,220</u></td> <td><u>1,600</u></td> <td><u>34,720</u></td> </tr> </table>	期末無税残高	<u>24,000</u>	<u>1,120</u>	<u>600</u>	<u>25,720</u>	期末有税残高	<u>6,900</u>	<u>1,100</u>	1,000	<u>9,000</u>	期末残高合計	<u>30,900</u>	<u>2,220</u>	<u>1,600</u>	<u>34,720</u>
期末有税残高	<u>10,440</u>	1,100	1,000	<u>12,540</u>																							
期末残高合計	<u>31,000</u>	<u>2,340</u>	<u>2,000</u>	<u>35,340</u>																							
期末無税残高	<u>24,000</u>	<u>1,120</u>	<u>600</u>	<u>25,720</u>																							
期末有税残高	<u>6,900</u>	<u>1,100</u>	1,000	<u>9,000</u>																							
期末残高合計	<u>30,900</u>	<u>2,220</u>	<u>1,600</u>	<u>34,720</u>																							
7-62	<p>なお、危険準備金Ⅳの取り崩しを行う場合は、当局への届出が必要とされている。</p>	<p>次のように変更されている。 危険準備金Ⅳの取り崩しについて、現状の実務では取崩基準によらない取崩を行う場合は当局への届出が必要とされている。</p>																									
7-68	<p>なお、危険準備金Ⅱの取り崩しを行う場合は、当局への届出が必要とされている。</p>	<p>次のように変更されている。 危険準備金Ⅱの取り崩しについて、現状の実務では取崩基準によらない取崩を行う場合は当局への届出が必要とされている。</p>																									
7-74	<p>(2) 積立勘定 (中略) …当該勘定から発生する積立保険の必要運用益を負債利子控除の対象外とすること…</p>	<p>平成 27 年度税制改正により、損害保険会社の負債利子控除の特例措置は廃止されている。</p>																									
7-79	<p>以上の規定に基づき、地震保険は収益をすべて危険準備金の積立てに回し、将来の地震災害に備えて累積的に積み立てていることになる。とはいえ、地震危険は巨大災害となる可能性が高いため常に予想最大支払額を注視し、今後ともさらなる危険準備金の充実が必要である。</p>	<p>危険準備金を累積的に積立てきたが、2011年の東日本大震災により、危険準備金の大きな取り崩しが発生している。</p>																									

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
8-11	<p>なお、これらの運用額の上限規定は、金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。（<u>保険業法施行規則第48条第2項ただし書、同条第3項ただし書、第48条の3第2項ただし書および第48条の5第2項ただし書</u>）</p>	<p>参照する条文位置が次のとおり変更になっている。</p> <p>なお、これらの運用額の上限規定は、金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。（<u>保険業法施行規則第48条の3第2項ただし書および第48条の5第2項ただし書</u>）</p>
8-11～8-12	(2)①運用資産区分ごとの限度額	運用資産区分ごとの限度額撤廃により削除。
8-14	<p>(3)信託による脱法行為の禁止 （中略） これは、保険業法施行規則第47条に規定された資産運用方法以外の方法を信託を通じて行うことを禁止するとともに、信託されている財産についても、<u>保険業法施行規則第48条</u>に規定された各制限額に含める旨を定めたものである。</p>	<p>参照する条文位置が次のとおり変更になっている。</p> <p>(3)信託による脱法行為の禁止 （中略） これは、保険業法施行規則第47条に規定された資産運用方法以外の方法を信託を通じて行うことを禁止するとともに、信託されている財産についても、<u>保険業法施行規則第48条の3</u>および<u>第48条の5</u>に規定された各制限額に含める旨を定めたものである。</p>
8-17	<p>保険業法 第99条 保険会社は、第97条及び前条の規定により行う業務のほか、 （以下略）</p>	<p>業法第99条に次の条文が追加されている。</p> <p><u>五 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第2項（定義）に規定する資金移動業</u></p>
8-26 8-28～29	<p>保険会社向けの総合的な監督指針 II-2-6-6 資産運用リスク管理態勢 II-2-8-6-2 主な着眼点 (5)資金の調達</p>	<p>保険会社向けの総合的な監督指針が変更となり、次のとおり条文番号が変更となっている（内容に変更はない）。</p> <p>保険会社向けの総合的な監督指針 <u>II-3-12</u> 資産運用リスク管理態勢 <u>II-3-12-2</u> 主な着眼点 (5)資金の調達</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
8-31	<p>② 財産の種類と評価の方法 保険業法施行規則第8条第3項第3号では、保険会社が積立勘定を設ける場合には、事業方法書に「積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法」を記載することが求められている。</p> <p>元々積立勘定が設置された背景の一つには、当該積立保険の責任準備金に対応する資産については株式運用を行わないことを基礎書類上明確化することで、<u>積立保険の利子相当額を特別利子¹⁴として取り扱えるようにする目的があることから、事業方法書においては、積立勘定に属する財産の種類を下記以外のものとしているものが多い。</u></p>	<p>平成27年度税制改正により特別利子は廃止されたため、次のとおり記載内容が変更となる。</p> <p>② 財産の種類と評価の方法 保険業法施行規則第8条第3項第3号では、保険会社が積立勘定を設ける場合には、事業方法書に「積立勘定に属する財産の種類及び評価の方法」を記載することが求められている。</p> <p>元々積立勘定が設置された背景の一つには、当該積立保険の責任準備金に対応する資産については株式運用を行わないことを基礎書類上明確化する目的があることから、事業方法書においては、積立勘定に属する財産の種類を下記以外のものとしているものが多い。</p>
8-31	<p>（脚注） 14 特別利子については、9. 2. 3節を参照</p>	<p>（削除）</p>
8-38～39	<p>保険会社向けの総合的な監督指針 <u>Ⅱ-2-6 リスク管理</u> <u>Ⅱ-2-6-3 資産負債の総合的な管理</u> <u>Ⅱ-2-6-3-1 意義</u> （略） <u>Ⅱ-2-6-3-2 主な着眼点</u> （略） <u>Ⅱ-2-6-3-3 監督手法・対応</u> （略）</p>	<p>保険会社向けの総合的な監督指針が変更となり、次のとおり条文番号が変更となっている（(4)と(5)の記述内容も一部変更となっているが、大きな変更ではない）。また、監督手法・対応について「Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢」に関する監督手法・対応については「Ⅱ-3-15 監督手法・対応」に記載するような構成になったことから、「資産負債の総合的な管理」の項目としては削除されている。</p> <p><u>Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢</u> <u>Ⅱ-3-9 資産負債の総合的な管理</u> <u>Ⅱ-3-9-1 意義</u> <u>Ⅱ-3-9-2 主な着眼点</u></p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>また、次の条文が新たに追加されている。</p> <p>(8)資産負債管理の方針において、保険会社の全ての資産と負債の相互関係を認識し、異なる資産種類間のリスク相関関係、異なる商品及び保険種目間の相関関係を考慮しているか。</p> <p>(9)長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもありうる。このような資産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このようなミスマッチを、十分な資本を有する、あるいは適切なリスク削減等によって効果的に管理しているか。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況																				
9章全般		異常危険準備金に関する詳細な記述は、「租税特別措置法施行令(第33条の5,第33条の6)」から「租税特別措置法施行令(第33条の2,第33条の3)」に条文位置が変更となっている。																				
9-14	(但し、平成21年度までは4%)	平成30年度までは、異常危険準備金の無税残高がその年度における正味収入保険料の30%を超えていなければ5%となる。																				
9-17~23	「9.2.3 受取配当等の税務上の取扱い」全体について	<p>平成27年度税制改正（法人税法第23条、法人税法施行令第21条、租税特別措置法第67の7）により、次のとおり、受取配当等の益金不算入制度が全般的に見直しとなっている。</p> <p>① 益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1238 751 2128 1477"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>不算入割合</th> <th>区分</th> <th>不算入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全子法人株式等（株式等保有割合100%）</td> <td rowspan="2">100分の100</td> <td>完全子法人株式等（株式等保有割合100%）</td> <td rowspan="2">100分の100</td> </tr> <tr> <td>関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）</td> <td>関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の株式等</td> <td rowspan="2">100分の50</td> <td>その他の株式等</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	現行		改正案		区分	不算入割合	区分	不算入割合	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100	関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）	関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）	上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50	非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	100分の20
現行		改正案																				
区分	不算入割合	区分	不算入割合																			
完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100																			
関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）		関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）																				
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50																			
		非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	100分の20																			

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入（現行 収益の分配の額の2分の1（4分の1）の金額の100分の50相当額を益金不算入）とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記①の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の100分の20相当額を益金不算入とする。</p> <p>③ 上記①のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外する。</p> <p>④ 上記①及び②に伴い、青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、その100分の40相当額（原則100分の20相当額）を益金不算入とする特例を創設する。</p> <p>（注1）上記の改正に伴い、関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。</p> <p>（注2）上記③の改正に伴い、損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（特別利子に係る負債利子控除の特例）を廃止する。</p>
9-25	<p>9.2.5 事業税 (1) 事業税の概略 法人事業税は、内国法人・外国法人の区別なく、法人の行うすべての事業をその課税対象としている地方税である。 税額は、資本金1億円超の法人については、外形基準を4分の1とする外形標準課税制度となっており、</p>	<p>外形基準は<u>8分の5</u>（平成27年度については8分の3）となっている。</p>
9-26	<p>また、標準税率については、一般には5～10%程度の累進税率になっているが、収入金額を課税標準とする損害保険事業は、1.3%となっている（地方税法第72条の24の7第2項）。</p>	<p>累進税率は一般に3～10%程度となっている。</p>
9-28	<p>9.1 繰延税金資産の回収可能性 （中略）</p>	<p>9.1 繰延税金資産の回収可能性 （中略）</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>しかし、繰延税金資産は将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められることを要件とする資産であるので無条件に計上できるわけではなく、その軽減可能な範囲内でしか計上できない。したがって、繰延税金資産の計上には、その回収可能性について十分な検討と慎重な決定が必要となる。この判断の基準となるものとして、日本公認会計士協会から「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」および「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が公表されている。</p>	<p>しかし、繰延税金資産は将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められることを要件とする資産であるので無条件に計上できるわけではなく、その軽減可能な範囲内でしか計上できない。したがって、繰延税金資産の計上には、その回収可能性について十分な検討と慎重な決定が必要となる。この判断の基準となるものとして、日本公認会計士協会から「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、企業会計基準委員会から「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」がそれぞれ公表されている。</p> <p><u>（「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」は廃止となった。）</u></p>
9-28～30	<p>9.1.1 回収可能性の判断要件</p> <p>将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上は、次の要件のいずれかを満たしているかどうかにより判断する。</p> <p>(1) 収益力に基づく課税所得の十分性</p> <p>① 将来減算一時差異に係る税効果の認識</p> <p>将来減算一時差異の解消年度およびその解消年度を基準として税務上認められる欠損金の繰越しが可能な期間（以下「繰越期間」という）に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識</p> <p>税務上の繰越欠損金の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれること。</p> <p>課税所得が発生する可能性が高いかどうかを判断するためには、過</p>	<p>9.1.1 回収可能性の判断要件</p> <p>将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、次の(1)から(3)に基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断する。</p> <p>(1) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得</p> <p>① 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性</p> <p>将来減算一時差異の解消見込年度およびその解消見込年度を基準として税務上の欠損金の繰戻しおよび繰越しが認められる期間（以下「繰戻・繰越期間」という。）に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性</p> <p>税務上の繰越欠損金が生じた事業年度の翌期から繰越期限切れとなるまでの期間（以下「繰越期間」という。）に、一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。</p> <p>一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるか</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>年度の納税状況および将来の業績予測等を総合的に勘案し、課税所得の額を合理的に見積もる必要がある。この将来の課税所得を合理的に見積もることは、将来事象の予測や見積りに依存することになり客観性を判断することが困難である場合が多い。したがって、実務においては最も難しい問題であると考えられる。</p> <p>(2) タックスプランニングの存在 将来減算一時差異の解消年度や繰越期間に含み益のある固定資産または有価証券を売却する等、課税所得を発生させるタックスプランニングが存在すること。</p> <p>(3) 将来加算一時差異の十分性</p> <p>① 将来減算一時差異に係る税効果の認識 将来減算一時差異の解消年度および繰越期間に将来加算一時差異の解消が見込まれること。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識 繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異の解消が見込まれること。</p>	<p>どうかを判断するためには、過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案し、将来の一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積もる必要がある。この将来の一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積もることは、将来事象の予測や見積りに依存することになり客観性を判断することが困難である場合が多い。したがって、実務においては最も難しい問題であると考えられる。</p> <p>(2) タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得 将来減算一時差異の解消見込年度および繰戻・繰越期間または繰越期間に、含み益のある固定資産または有価証券を売却する等のタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうか。</p> <p>(3) 将来加算一時差異</p> <p>① 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性 将来減算一時差異の解消見込年度および繰戻・繰越期間に、将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか。</p> <p>② 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性 繰越期間に税務上の繰越欠損金と相殺される将来加算一時差異が解消されると見込まれるかどうか。</p>
9-30	<p>9.1.2 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し 将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性の判断要件を考慮した結果、当該将来減算一時差異（複数の将来減算一時差異が存在する場合には、それらの合計）および税務上の繰越欠損金が将来課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える部分については控除しなければならない。</p>	<p>9.1.2 繰延税金資産の計上限度額と回収可能性の見直し 将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、回収可能性を判断した結果、当該将来減算一時差異（複数の将来減算一時差異が存在する場合は、それらを合計する。）および税務上の繰越欠損金が将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額および将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減することができる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える部</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>繰延税金資産の計上額は、会社の決算日ごとに見直し、回収可能性の判断要件を満たさなくなった場合には、計上されていた繰延税金資産のうち過大となった金額を取り崩さなければならない。</p> <p>また、過年度に未計上であった繰延税金資産の回収見込額を見直した結果、回収可能性の判断要件を満たすことになった場合には、回収されると見込まれる金額まで新たに繰延税金資産を計上する。</p>	<p>分については控除しなければならない。</p> <p>繰延税金資産の計上額は、会社の決算日ごとに見直し、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の全部または一部が将来の税金負担額を軽減する効果を有さなくなったと判断された場合、計上していた繰延税金資産のうち回収可能性がない金額を取り崩す。</p> <p>また、過年度に繰延税金資産から控除した金額を見直し、繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有することとなったと判断された場合、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する。</p>
9-30～32	<p>9.1.3 将来年度の繰延税金資産の回収可能性</p> <p>将来年度の課税所得による繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針については、会計士協会から「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」が公表されており、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として代表的な五つの場合に分けてそれぞれの指針を示している。</p> <p>(1) 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社</p> <p>将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社で、その経営環境に著しい変化がない場合は、将来においても一定水準の課税所得を発生させることが可能であると予測できる。</p> <p>したがって、一般的に繰延税金資産の全額について回収可能性があると判断できる。</p> <p>(2) 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に</p>	<p>9.1.3 将来年度の繰延税金資産の回収可能性</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」は廃止となった。代わりに、企業会計基準委員会から公表されている「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」により、企業を（分類1）から（分類5）に分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定することとしている。</p> <p>(分類1)</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、（分類1）に該当し、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。</p> <p>(1) 過去（3年）および当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。</p> <p>(2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。</p> <p>(分類2)</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>上回るほどの課税所得がない会社</p> <p>業績が安定していて、連続してある程度の経常的な利益を計上している会社は、将来においても同水準の課税所得の発生が見込まれる。</p> <p>したがって、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には回収可能性があるとは判断できる。</p> <p>(3) 業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社</p> <p>過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社の場合は、通常、長期にわたる安定的な課税所得を予測することができない。</p>	<p>次の要件をいずれも満たす企業は、（分類2）に該当する。</p> <p>(1) 過去（3年）および当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。</p> <p>(2) 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。</p> <p>(3) 過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。</p> <p>（分類2）に該当する企業においては、一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>なお、原則としてスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性がないものとするが、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>(分類3)</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、後記（分類4）の要件(2)または(3)を満たす場合を除き、（分類3）に該当する。</p> <p>(1) 過去（3年）および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>したがって、合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリング結果に基づいて計上した繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できない。</p> <p>(4) 重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社</p> <p>重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社、過去（おおむね3年以内）に重要な税務上の欠損金が繰越期限切れとなったような会社または当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社は、通常、将来の課税所得を合理的に見積もることは困難であると判断される。</p>	<p>(2) 過去（3年）および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。</p> <p>（分類3）に該当する企業においては、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>なお、上記にかかわらず、以下を勘案して、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因 ・ 中長期計画 ・ 過去における中長期計画の達成状況 ・ 過去（3年）および当期の課税所得の推移 等 <p>(分類4)</p> <p>次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、(分類4)に該当する。</p> <p>(1) 過去（3年）または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。</p> <p>(2) 過去（3年）において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。</p> <p>(3) 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	<p>したがって、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれ、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリング結果に基づき繰延税金資産を計上している場合には回収可能性があるとは判断できる。</p> <p>ただし、繰越欠損金が、リストラを実施したなどの特別な要因に基づいて発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上しているような場合は、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度に繰延税金資産を計上している場合は、回収可能性があるとは判断できる。</p> <p>(5) 過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社</p> <p>過去（おおむね3年以上）連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社や、債務超過または資本の欠損が長期間続いているような会社は、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積もることができないと考えられるため、繰延税金資産の回収可能性はないものと考えられる。</p>	<p>（分類4）に該当する企業においては、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p> <p>ただし、上記の分類要件に該当する場合であっても、以下を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積もる場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類2）に該当するものとして取り扱い、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類3）に該当するものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な税務上の欠損金が生じた原因 ・中長期計画 ・過去における中長期計画の達成状況 ・過去（3年）および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等 <p>(分類5)</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業は、（分類5）に該当し、原則として、繰延税金資産の回収可能性はないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去（3年）および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 (2) 翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況								
11章全般		日本アクチュアリー会が公益社団法人となったことで、その名称も「公益社団法人日本アクチュアリー会」に変更となった。これにより、保険業法施行規則第78条の表記も変更になっている。								
11章全般		次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。 <損害保険会社の保険計理人の実務基準> 総論 第21条 ⇒ 第28条 責任準備金に関する事項 第22条 ⇒ 第29条 契約者配当に関する事項 第23条 ⇒ 第30条 確認の内容 第18条 ⇒ 第25条 確認の手続き 第19条 ⇒ 第26条 IBNRに関する事項 第24条 ⇒ 第32条								
11-18	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</td> </tr> </table>	① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか	② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか	③ <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u>	④ IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか	<p>施行規則第79条の2が変更となり、確認事項が下表のとおり変更となった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ <u>財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u> • <u>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">④ IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか</td> </tr> </table>	① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか	② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか	③ <u>財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u> • <u>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか</u> 	④ IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか
① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか										
② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか										
③ <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u>										
④ IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか										
① 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか										
② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか										
③ <u>財産の状況に関する事項として次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか</u> • <u>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか</u> 										
④ IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか										

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
11-20～39	<p>11.4.5 損保計理人の確認業務</p> <p>(1) 責任準備金に関する確認</p> <p>(2) 契約者配当に関する確認</p> <p>(3) IBNR備金に関する確認</p>	<p>損保計理人の確認業務について、左記に加えて「財産の状況に関する確認」が追加されている。「財産の状況に関する確認」に関連する法令等については、次のようになっている。</p> <p>保険業法第121条第1項第3号および同施行規則第79条の2第1号では財産の状況に関する事項として同施行規則第79条の2第1号イ及びロに掲げるものを確認することとなっている。このうち、同施行規則第79条の2第1号イでいう、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第3号に「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること」となっている。また、同施行規則第79条の2第1号ロでいう、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第4号に「保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条並びに規則第86条及び第87条の規定に照らして適正であること」となっている。</p> <p>財産の状況に関して損保計理人が行うべき確認の内容については、実務基準に次のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>損害保険会社の保険計理人の実務基準</p> <p>第17条（確認の内容）</p> <p>1. 保険計理人は、規則第79条の2第1号の規定に基づき、財産の状況に関して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>① 事業継続に関する確認</p> </div>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。</p> <p>② ソルベンシーに関する確認</p> <p>保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。</p> <p>2. 前項第1号に定められた確認を行うため、次条に定める手続きにより、将来の時点における実質純資産の額(次の各号の合計額とする。以下同じ。)として合理的な予測に基づき算定される額が、保険業の継続の観点から適正な水準を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>① 資産(法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項に定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額)から負債(同項に定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額)を控除した額</p> <p>② 負債性資本調達手段等の額(告示(平成8年大蔵省告示第50号をいう。以下、この章において同じ。)第1条第4項第5号に掲げる額をいう。)</p> <p>③ 外国保険会社等にあつては、法第190条第3項に定める契約金額および告示第1条第4項第4号に定める持込資本金等の額(第1号に含まれないものに限る。)</p> <p>3. 第1項第2号に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条ならびに規則第86条および第87条の規定に照らして適正であることを確認しなければならない。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>第18条（事業継続に関する確認の手続き）</p> <p>1. 前条第2項の確認は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額の合計額が、第3号に掲げる額を下回らないことを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 基準日の実質純資産の額</p> <p>② 基準年度の翌年度の収支の額</p> <p>③ リスク相当額</p> <p>2. 前項第1号の基準日の実質純資産の額の計算にあたっては、前条第2項第2号の額は、基準年度の翌年度末における額として計算するものとし、同項第2号の額（告示第1条第6項に定める特定負債性資本調達手段を除く。）と第3号の額の合計額は、前項第3号の額を上回らないものとする。</p> <p>3. 第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、次条のとおり予測するものとする。</p> <p>4. 第1項第3号のリスク相当額は、基準日における次の各号に掲げる額を、告示別表第18の算式を準用して合計した額とする。</p> <p>① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額</p> <p>② 規則第87条第3号に定める資産運用リスクに対応する額</p> <p>5. 保険計理人は、保険契約や資産等の特性により、前4項に定める方法により、前条の確認を行うことが適当でないと判断する場合は、この方法によらず、他の合理的で客観性のある方法に基づき、予測することができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、その方法が正当であることを、附属報告書に示さなければならない。</p> <p>第19条（基準年度の翌年度の収支の額）</p> <p>1. 前条第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、原則として、</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>基準年度の修正経常損益(次項に定める額をいう。以下同じ。)または基準年度を含む過去3年間の修正経常損益の平均値に、必要に応じてトレンド等を合理的に織り込んで予測した額から、剰余金の処分として支出する額(規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剰余金の処分として支出する金額をいう。)を控除した額とする。</p> <p>2. 修正経常損益は、経常損益から、次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>① 売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益(資産運用損益に関するものに限る。)および貸倒引当金戻入額の合計額から、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損(資産運用損益に関するものに限る。)、貸倒引当金繰入額および貸倒損失の合計額を控除した額</p> <p>② 異常危険準備金(地震に関する法律施行規則第7条第1項に定める危険準備金を含む。)および危険準備金にかかる責任準備金戻入額から責任準備金繰入額を控除した額</p> <p>③ その他基準年度の翌年度の収支の額を予測するにあたって、控除することが適当と考えられる損益の額(収益から損失を控除した額とする。)</p> <p>3. 前項第3号の損益は、次の各号に掲げるもののうち、保険計理人が必要と判断したものとする。</p> <p>① 自然災害、大口損害等、前条第1項第3号の基準年度の翌年度のリスク相当額の計算において考慮されている通常の予測を超える危険に対応する損失</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>② 会計制度の変更、保険契約準備金の見積方法、前提の変更等、翌年度以降経常的に発生が見込まれない損益</p> <p>第21条（ソルベンシーに関する確認の手続き）</p> <p>1. 第17条第3項の確認は、次の各号を踏まえたうえで、ソルベンシー・マージン比率（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号に定める算式により得られる比率をいう。以下同じ。）が、200%以上であることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 法第130条第1号に掲げる額（ソルベンシー・マージン総額）が、規則第86条の規定に照らして適正であること</p> <p>② 法第130条第2号に掲げる額（リスクの合計額）が、規則第87条の規定に照らして適正であること</p> <p>2. 前項第1号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第86条ならびに告示第1条および第1条の2に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 規則第86条第1項第1号に定める資本金又は基金等の額</p> <p>② 同項第2号に定める価格変動準備金の額</p> <p>③ 同項第3号に定める危険準備金の額</p> <p>④ 同項第3号の2に定める異常危険準備金の額</p> <p>⑤ 同項第4号に定める一般貸倒引当金の額</p> <p>⑥ 同項第5号に定める額（その他有価証券の評価差額）</p> <p>⑦ 同項第6号に定める額（土地の含み損益）</p> <p>⑧ 告示第1条第4項第1号に定める保険料積立金等余剰部分</p> <p>⑨ 同項第2号に定める配当準備金未割当部分</p> <p>⑩ 同項第3号に定める税効果相当額</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>⑪ 同項第4号に定める持込資本金等</p> <p>⑫ 同項第5号に定める負債性資本調達手段等</p> <p>⑬ 同第1条の2に定める控除額(意図的保有の額)</p> <p>⑭ 規則第86条第1項に定める繰延税金資産の不算入額</p> <p>3. 第1項第2号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第87条ならびに告示第2条および第3条に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。</p> <p>① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額</p> <p>② 同条第1号の2に定める第三分野保険の保険リスクに対応する額</p> <p>③ 同条第2号に定める予定利率リスクに対応する額</p> <p>④ 同条第2号の2に定める最低保証リスクに対応する額</p> <p>⑤ 同条第3号に定める資産運用リスクに対応する額</p> <p>⑥ 同条第4号に定める経営管理リスクに対応する額</p> <p>⑦ 告示第3条に定める額(リスクの合計額)</p> <p>4. 第2項第8号の計算において、告示第1条第4項第1号ロ(3)に定める額は、原則として、事業継続基準不足相当額とする。</p> <p>5. 前2項の確認を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率が、200%未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>6. 保険計理人は、ソルベンシーに関する確認において、その他保険数理に関する事項があれば、附属報告書に記載することができる。</p> <p>なお、事業継続に関する確認を行った結果、事業継続困難となる場合の手続きについては、実務基準において次のように定められている。</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>損害保険会社の保険計理人の実務基準</p> <p>第20条（事業継続困難となる場合の手続き）</p> <p>1. 事業継続に関する確認において、第18条第1項第1号に掲げる額と同項第2号に掲げる額の合計額が、同項第3号に掲げる額に不足する（この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。）場合は、その旨を意見書に記載しなければならない。ただし、満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併せて意見書に記載することができる。</p> <p>2. 事業継続に関する確認の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、保険計理人は、次の各号に掲げる経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示すことができる。ただし、これらの経営政策の変更は、ただちに行われるものでなければならない。</p> <p>① 保有・出再方針の見直し</p> <p>② 資産運用方針（ポートフォリオ）の見直し</p> <p>③ 一部または全部の保険商品の販売方針や引受基準の変更（売り止めを含む。）</p> <p>④ 今後締結する保険契約の商品内容や価格の改定</p> <p>⑤ 実現可能と判断できる事業費の抑制</p> <p>⑥ 一部または全部の保険商品の契約者配当の引き下げ</p> <p>3. 前項に従い、経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示す場合、意見書には、具体的な経営政策の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その経営政</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>策の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなければならない。また、翌事業年度の意見書に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>① 経営政策の変更が実現されたかどうか。</p> <p>② 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、その原因は何か。</p> <p>③ 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、これらの経営政策の変更について、今後、どのように対応するか。</p> <p>4. 保険計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書または附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>財産の状況に関する確認を行った内容およびその結果等を意見書ならびに附属報告書に記載しなければならない事項は、実務基準において次のように定められている。</p> <p>損害保険会社の保険計理人の実務基準</p> <p>第31条（財産の状況に関する事項）</p> <p>1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>① 事業継続に関する確認の結果に対する意見</p> <p>② 事業継続のために対応策を講じることが必要な場合のその対応策</p> <p>③ ソルベンシーに関する確認の結果に対する意見</p> <p>2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 事業継続の確認に関する事項</p> <p>イ 概要</p> <p>確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
		<p>ロ 確認方法と使用データ 確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項</p> <p>ハ 確認結果と考察</p> <p>② ソルベンシーの確認に関する事項</p> <p>イ 概要 確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察</p> <p>ロ 確認方法と使用データ</p> <p>ハ 確認結果と考察</p>
11-39～41	<p>保険会社向けの総合的な監督指針</p> <p>II-1-2-(7) 保険計理人 （中略）</p> <p>II-2-6-4-2-(1) リスク管理のための態勢整備 （中略）</p>	<p>次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。</p> <p>保険計理人 II-1-2-(7) ⇒ II-1-2-1-(7)</p> <p>リスク管理のための態勢整備 II-2-6-4-2-(1) ⇒ II-3-10-2-(1)</p>
11-39～40	<p>保険会社に係る検査マニュアル</p> <p>内部管理態勢 II.監査役及び監査役会の役割 (5)（中略）</p> <p>内部管理態勢 VI.保険計理人の役割 (3)（中略）</p>	<p>次のとおり、条文番号が変更となっている。記述も一部変更となっているが、大きな変更ではない。</p> <p>内部管理態勢 II.監査役及び監査役会の役割 (5) ⇒ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ III.2.監査の実施 ⑤</p> <p>次のとおり、条文番号が変更となっている。</p> <p>内部管理態勢 VI. 保険計理人の役割 (3) ⇒ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ V.保険計理人による確認態勢の整備・確立 ② (i)</p> <p>また、文章の最後に「さらに、必要に応じて意見を述べる等保険計理</p>

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
	財務の健全性・保険計理 I.2.保険計理人の役割 (2)（中略）	人としての職務を十分に果たしているか。」と追記されている。 次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。 財務の健全性・保険計理 I.2.保険計理人の役割 (2) ⇒ 統合的リスク管理態勢（別紙） III.1.責任準備金等積立額の適切性 (5) (ii)
11-40	保険会社に係る検査マニュアル 商品開発 I.1.商品開発管理態勢の整備・確立状況 (4) 保険計理人からの意見聴取等 ①（中略） ②（中略）	次のとおり、条文番号が変更となっている。記述も一部変更となっ ているが、大きな変更ではない。 商品開発 I.1.商品開発管理態勢の整備・確立状況 (4) ① ⇒ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－ I.3.組織体制の整備 ④ (v) 次のとおり、削除となっている。 商品開発 I.1.商品開発管理態勢の整備・確立状況 (4) ② ⇒ (削除)
11-40～41	保険会社に係る検査マニュアル 財務の健全性・保険計理 I.2.保険計理人の役割 (4)（中略） 財務の健全性・保険計理 I.8.システムの管理 (中略)	次のとおり、条文番号が変更となっているが、内容に変更はない。 財務の健全性・保険計理 I.2.保険計理人の役割 (4) ⇒ 統合的リスク管理態勢（別紙） III.1.責任準備金等積立額の適切性 (5) (iv) 次のとおり、削除となっている。 財務の健全性・保険計理 I.8.システムの管理 ⇒ (削除)

該当ページ	記載内容（現行）	2016年9月30日時点の状況
11-41	<p>保険会社に係る検査マニュアル</p> <p>保険引受リスク I.2.保険引受リスク管理部門の役割 (1) 取締役会等への報告等 （中略）</p> <p>(2) 関連部門との連携 （中略）</p>	<p>次のとおり、条文番号および記述が変更となっている。</p> <p>保険引受リスク I.2.保険引受リスク管理部門の役割 (1) ⇒ 保険引受リスク管理態勢 II.1. 管理者の役割・責任</p> <p>③【管理者による保険引受リスク管理態勢の整備】 (vi)管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。また、保険数理に関する事項については、保険計理人に報告する態勢を整備しているか。</p> <p>次のとおり、条文番号が変更となっている。記述も一部変更となっているが、大きな変更ではない。</p> <p>保険引受リスク I.2.保険引受リスク管理部門の役割 (2) ⇒ 保険引受リスク管理態勢 II.2.保険引受リスク管理部門の役割・責任 (1) ④</p>